

個別具体的な取組の検討事項 (平成 18 年 1 月 6 日要請 8 事項) について

農 林 統 計 関 係	p. 1
食 糧 管 理 関 係	p. 2
北 海 道 開 発 関 係	p. 3, 4
ハローワーク関係	p. 5
社会保険庁関係	p. 6
行 刑 施 設 関 係	p. 7
森 林 管 理 関 係	p. 8
国立高度専門医療 セ ン タ ー 関 係	p. 9

(注) 上記 8 事項については、平成 18 年 1 月 6 日の閣僚懇談会で中馬行政改革担当大臣から各閣僚に検討要請がなされた。これを受けて、同日内閣官房行政改革推進事務局から関係府省に対し、それぞれの「定員純減に向けた検討の方向」を示し、それに沿って抜本的な体制の見直しを検討し、見直し結果については、その考え方、根拠とするデータ等とともに 2 月下旬を目途に報告するよう求めた。その際、以下の点について付言している。

- ① 見直しは、真に国が自ら実施する必要がある業務かどうか、仮に国が直接実施する必要があるとする場合には、それに必要な最小限の体制（定員）は何かについて行うこと。
- ② 職員の雇用の確保については、政府全体としての新規採用抑制、配置転換を実施することとし、平成 18 年度以降の新規採用抑制、配置転換の枠組みを本年 3 月中下旬までに行政改革推進事務局から示すこととしており、検討に当たっては、この点については考慮する必要はないこと。
- ③ 別紙の検討の方向以外についても、定員の大幅な純減に資する抜本的な見直しの方向があれば、あわせて検討すること。

農林統計関係（農林水産省）

【事業概要】

農林水産業に関する統計調査の実施及び関連情報の受発信 等

【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

- 「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」
行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

【関係定員等】（参考）

5, 008人

（平成17年度末の地方農政局統計部、統計・情報センター等の定員）

【当該部門の定員の計画的な削減に係る現行の減量・効率化方針】

農林水産統計については、平成16年度末定員の4,312人を向こう5年間で約1,100人縮減

【定員純減に向けた検討の方向】

- 各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。
 - －統計の実査業務について、調査員調査、郵送調査へ移行し、原則として国の職員による実査を全て廃止
 - －統計の企画・取りまとめ業務について、農政改革の進展にあわせた統計調査の廃止・見直し（品目別統計調査の廃止等既存統計調査の抜本的な整理・統合、調査客体数の縮減、調査項目の簡素化、調査周期の延長等）による合理化、地方農政局等が行っている業務について本省で一括して実施
 - －情報業務について、既存業務を見直し、地方農政局の既存の広報部門の体制で実施可能な業務に限定
 - －総務業務について、上記の業務見直しに合った合理化に加え、業務と執行体制の抜本的見直しによる民間委託の推進、官署の統廃合

食糧管理関係（農林水産省）

【事業概要】

政府米の備蓄、米穀の生産調整、米麦の生産・流通調査、巡回指導等 J A S 関係業務その他の旧食糧事務所部門の行っている業務

【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

- 「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」
行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理
- 「行政改革の重要方針」の「特別会計改革」
農業経営基盤強化措置特会と平成 19 年度に統合し、無駄を排除。その後、一般会計への統合や独法化を検討

【関係定員等】（参考）

7, 3 9 3 人

（平成 17 年度末の地方農政局・農政事務所食糧部等（旧食糧事務所部門）の定員）

【当該部門の定員の計画的な削減に係る現行の減量・効率化方針】

主要食糧業務に係る定員は、平成 14 年度末の 5, 900 人を向こう 10 年以内に 1 / 3 程度にまで縮減。全体では、14 年度末定員の 8, 843 人を向こう 10 年以内に約 3, 000 人削減

【定員純減に向けた検討の方向】

- 各業務について、以下の方向で業務の廃止又は抜本的な見直しを行うこと。国の職員が業務を実施する必要がある場合、必要最小限の体制とすること。
 - － 主要食糧の買入れ、保管、販売等の業務について、原則として全ての業務を対象に廃止・見直し、包括的民間委託
 - － 農産物検査業務について、国が行う検査から民間検査への移行又は公的な資格制度によらない完全な自主検査に移行することとし、国の業務を最小限に限定
 - － 米穀の生産調整業務について、農業者・農業者団体が主体となった生産調整システムでの需給調整への移行に伴い、原則として地方支分部局における業務を廃止
 - － 米麦の生産・流通調査業務について、調査自体の整理・見直し、国の職員による実査の廃止等
 - － J A S 巡回指導業務について、都道府県や独立行政法人農林水産消費技術センターの業務内容・権限の整理、包括的な民間委託（調査員の活用）、調査対象の絞込み
 - － 食品価格・需要等調査業務について、調査自体の整理・見直し、国の職員による実査の廃止等
 - － 総務業務について、上記の業務見直しに合った合理化に加え、業務と執行体制の抜本的見直しによる民間委託の推進、官署の統廃合
- その他、減量・効率化方針（①主要食糧業務に係る定員は、平成 14 年度末の 5, 900 人を向こう 10 年以内に 1/3 程度にまで縮減、②旧食糧事務所全体の定員に相当する部分については、14 年度末定員の 8, 843 人を向こう 10 年以内に約 3, 000 人削減）を平成 22 年度までに前倒し実施すること。

北海道開発関係（国土交通省）

【事業概要】

北海道開発計画に関する調査と推進、公共事業の実施 等

【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

- 「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」
行政ニーズの変化に合わせた業務の大胆な整理

【関係定員等】（参考）

6, 283人

（平成17年度末の北海道開発局の定員）

【当該部門の定員の計画的な削減に係る現行の減量・効率化方針】

北海道開発業務については、民間委託を推進するとともに、事業所等の統廃合（9か所削減）を行うこと等により、平成18年度は定員を129人合理化する。また、18年度から21年度までに、事業執行の効率化等の観点から統廃合を進め、128の事業所等（17年度末）の4分の1以上削減を行うとともに、今後とも車両管理業務等の民間委託を一層推進すること等により、組織等の減量・効率化を図る。

【定員純減に向けた検討の方向】

- 別添のとおり、累次の総理の指摘があるが、これにどのように対応するのか。
 - また、以下の方向で業務の抜本的見直しを行い、必要最小限の体制とすること。
（注）以下において、比較の対象となる地方整備局の水準は、別途地方支分部局等の見直しを行うこととしているので、当然のことながら、最終的には地方支分部局等の見直し実施後の水準となる。
- 直轄事業について包括的に民間委託等を促進し、民間委託率を本州等並みに引き上げ、地方整備局と同程度の体制まで合理化すること。
- 北海道開発計画に係る調査要員を合理化すること。また、本局、開発建設部及び事務所・事業所等の関係を抜本的に見直して、整理統合を進め、合理化すること。
- 各事業分野別の定員について、本州等の各ブロックの類似の体制と比較して、必要最小限の定員はどの程度か。例えば、直轄事業の総事業費と体制を比較してどうなるのか。

(別添)

経済財政諮問会議における小泉議長発言（抜粋）

（平成 15 年 第 29 回経済財政諮問会議：平成 15 年 12 月 19 日）

○ 道州制特区について

（小泉議長） 最初は「1 兆円補助金削減」、とんでもないと言っていたのが、できた。苦労はわかるけれども、やればできるんだ。税源だって完全ではないが所得税で出来るようになった。あと交付税は今言ったとおり大事で、あと 3 兆円の補助金の改革とあわせて、本当の三位一体を、来年度のどこかの時点で全体像を出した方がいい。北海道はやってみたらどうかって私が言い出した。何で北海道が言い出さないのか、私が言い出さないで、むしろ北海道の議員なり、北海道の知事が言い出すべきだと、待っていた。ようやく来たからよかったと思う。雇用問題は心配だろうけど、最初からパンとやるという前提で、何で二重の行政があるのか。地方支分部局との事務事業の一元化をちゃんとやらなきゃだめだ。通産省出身でも通産局だって必要ない。北海道庁に吸収できる。自分の出身の役所からまずやる。そして開発局もちゃんとやる。そういうことをはっきりさせた方がいい。応援するから。

（平成 16 年第 12 回経済財政諮問会議：平成 16 年 5 月 28 日）

○北海道・道州制特区について

（小泉議長）

とにかく知事がこうしてくれと。知事の言った統合、これはいい。まず、第 1 段階で北海道開発局 6,500 名というのは、これまた多いね。中央の役所の出先をまず統合して、北海道はこうやりたいという案をちゃんとぶつけてください。大田政策統括官と相談して、それを応援するから。外務省は 5,000 人しかいないのに、何で北海道開発局に 6,500 人要るんだ。こういうことも含めて、本省と労働問題を怖がらずに大胆にやってください。応援するから。

（平成 17 年第 14 回経済財政諮問会議：平成 17 年 6 月 7 日）

○規制改革について、「基本方針 2005」について

（小泉議長） 北海道開発局は何人いるのか。

（中川議員） 6,000 人ぐらい。

（小泉議長） 道州制をしようというのに、北海道は開発局は要らないと言っているのに、抵抗にあって、できないだろう。だから、費用よりも「民間でできることは民間に、地方でできることは地方に」だ。治安関係だって、今、警察官も、公務員ではなくてもできる違法駐車取締りなどは民間に任せている。刑務官など、公務員ではなくてもできる分野があると思う。そういうことをやれば、純減目標はできる。北海道開発局 1 つとってもそうだ。道庁がありながら、何故、あんなに何千人もいるのか。だから、純減目標は大事だ。

ハローワーク関係（厚生労働省）

【事業概要】

職業相談・職業紹介、求人情報の提供、雇用保険の給付 等

【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

- 「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」
包括的・抜本的な民間委託等
- 「行政改革の重要方針」の「特別会計改革」
雇用保険3事業は廃止も含め徹底的に見直し

【関係定員等】（参考）

12, 164人

（平成17年度末の公共職業安定所の定員）

【当該部門の定員の計画的な削減に係る現行の減量・効率化方針】

平成18年度から5年間で100人を定員合理化（労働基準監督署及び公共職業安定所における定員合理化）

【定員純減に向けた検討の方向】

- 職業指導・紹介、職業相談について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。この場合、経済社会情勢の変化等を踏まえつつ、セーフティネットとして公務員が業務を実施する必要がある業務の対象・水準を明らかにすること。
- 上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。
- 労働保険の適用・徴収について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。
- 上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。
- 社会保険との適用・徴収業務の一元化による事務事業の見直しを行うこと。
- 次の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。
 - －規制緩和等を踏まえつつ、労働局・労働基準監督署を含めた組織の見直し
 - －定型的業務の完全外部化
 - －情報システムの活用 等

社会保険庁関係（厚生労働省）

【事業概要】

政管健保、厚生年金、国民年金、船員保険の適用・徴収・給付 等

【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

- 「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」
包括的・抜本的な民間委託等
- 「行政改革の重要方針」の「特別会計改革」
厚生保険特会と国民年金特会を平成 19 年度までに統合し、無駄を排除。22 年度を目途に船員保険のうち健康保険部分を新たな公法人に移管

【関係定員等】（参考）

17,365人

（平成 17 年度末の社会保険庁の定員）

【当該部門の定員の計画的な削減に係る現行の減量・効率化方針】

平成 18 年度から 7 年以内で、政府管掌健康保険公法人移行分を含め 20%以上の定員を純減

【定員純減に向けた検討の方向】

- 厚生年金・国民年金の適用、徴収、相談等について、原則全ての業務を対象に包括的民間委託を行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、当該業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。
- 上記の業務の包括的民間委託を前提とした場合、引き続き実施する必要がある関連業務の特定と最低限必要な人員の規模を明らかにすること。
- 労働保険との適用・徴収業務の一元化による事務事業の見直しを行うこと。
- 次の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。
 - －社会保険事務局のブロック化
 - －社会保険事務局・社会保険事務所間の業務量格差の是正
 - －定型的業務の完全外部化
 - －情報システムの活用 等
- 社会保険庁改革案を踏まえ、政管健保関係業務全体を公法人（非公務員型）に移行すること。

行刑施設関係（法務省）

【事業概要】

刑務所・少年刑務所・拘置所の設置、管理、受刑者等の処遇 等

【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

- 「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」
包括的・抜本的な民間委託等
- 「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」
新設に当たってはPFI手法による施設整備を積極的推進、また警備等の事務の民間開放を推進

【関係定員等】（参考）

17,645人

（平成17年度末の刑務所・少年刑務所・拘置所の職員定員（うち刑務官等16,739人））

【定員純減に向けた検討の方向】

- 現在実施しているPFI事業における包括的民間委託と実質的に同様の取組を、当てはめ得る他の全ての刑務所において行うこと。包括的民間委託が困難なものがある場合には、その理由を明らかにすること。
- 以下の点に留意しつつ、事務事業とその執行体制の抜本的な見直しを行うこと。
 - 一部の刑務所で民間等への委託を実施中の総務、警備等の業務の他の刑務所への拡大
 - 上記の委託業務範囲の更なる拡大
 - 定型的業務の完全外部化
 - 情報システムの活用 等
- 上記の業務のうち民間等への委託を実施中のものについて、当該業務の内容とその人員数（総人員数及びそのうちの委託済人員数）を施設ごとに明らかにされたい。

森林管理関係（農林水産省）

【事業概要】

国有林の造成管理、木材の供給、治山事業の実施 等

【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

- 「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」
非公務員型独立行政法人化等

- 「行政改革の重要方針」の「特別会計改革」

国有林野事業特会は平成 22 年度に、業務の性質により一般会計への統合・独法化を検討

【関係定員等】（参考）

5, 264 人

（平成 17 年度末の国有林野事業特会の定員（林野庁国有林野部、森林管理局等））

【定員純減に向けた検討の方向】

- 非公務員型独立行政法人へ移行すること。

国立高度専門医療センター関係（厚生労働省）

【事業概要】

がん、心臓病等の特定の疾患に関する高度先駆的医療の実施、開発・研究 等

【行政改革の重要方針等における政府方針の要点】（参考）

- 「行政改革の重要方針」の「総人件費改革の実行計画」
非公務員型独立行政法人化等
- 「行政改革の重要方針」の「特別会計改革」
平成 22 年度に、国立がんセンターなどを独法化し、同特会を廃止

【関係定員等】（参考）

5, 6 2 9 人

（平成 17 年度末の国立高度専門医療センターの定員）

【定員純減に向けた検討の方向】

- 非公務員型独立行政法人へ移行すること。